

## 加西市公共交通活性化協議会における謝金及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、加西市公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、加西市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員、専門委員及びオブザーバーの謝金及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

### (謝金)

第2条 委員、専門委員及びオブザーバー（学識経験のある委員、専門委員及びオブザーバーに限る。）の謝金の額は協議会及び部会等に1回参加するにつき20,000円とする。

### (費用弁償)

第3条 委員、専門委員及びオブザーバー（学識経験のある委員、専門委員及びオブザーバーに限る。）が協議会及び部会等の参加のために旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 規約第15条における特別の場合とは、委員、専門委員及びオブザーバーが協議会及び部会等の参加を除く公務のために旅行をした場合をいい、その旅行については費用弁償として旅費を支給する。

3 前2項の規定により支給する旅費の額は、加西市職員等旅費条例（昭和42年7月1日条例39号）を準用する。

### 附 則

この規程は、平成20年5月26日から施行する。